

伊丹市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表（傍線赤文字部分は変更箇所）

変 更 後					変 更 前				
目次					目次				
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項					9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的 に 推進に関する事項				
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針					1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針				
略					略				
2. 中心市街地の位置及び区域					2. 中心市街地の位置及び区域				
略					略				
3. 中心市街地の活性化の目標					3. 中心市街地の活性化の目標				
略					略				
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項					4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項				
略					略				
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項					5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項				
〔1〕略					〔1〕略				
〔2〕具体的事業の内容					〔2〕具体的事業の内容				
（1）～（3）略					（1）～（3）略				
（4）国の支援措置がないその他の事業					（4）国の支援措置がないその他の事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 （仮称）やわらぎ保育園開設（認可保育事業）（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	【事業名】 （仮称）やわらぎ保育園開設（認可保育事業）（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
【事業名】 （仮称）伊丹・サン保育園開設（小規模保育事業）（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	【事業名】 （仮称）伊丹・サン保育園開設（小規模保育事業）（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
【事業名】 文化施設連携事業 【内容】 ホール等文化施設の有機的連携 【実施時期】 平成20年度～	<u>いたみ文化・スポーツ財団</u> 、伊丹市	本市の中心市街地にある個性的で特色ある文化施設において、統一パンフレットの作成など連携した情報発信や社会教育施設（図書館等）や中心市街地商店街等とのタイアップやスタンプラリーの実施など、有機的な連携を図る。 これは中心市街地の活性化に必要な事業である。			【事業名】 文化施設連携事業 【内容】 ホール等文化施設の有機的連携 【実施時期】 平成20年度～	<u>文化振興財団</u> 、伊丹市	本市の中心市街地にある個性的で特色ある文化施設において、統一パンフレットの作成など連携した情報発信や社会教育施設（図書館等）や中心市街地商店街等とのタイアップやスタンプラリーの実施など、有機的な連携を図る。 これは中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【事業名】 ジュエリー展示・販売事業	（略）	（略）	（略）	（略）	【事業名】 ジュエリー展示・販売事業	（略）	（略）	（略）	（略）

(略)					(略)				
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項					6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項				
〔1〕略					〔1〕略				
〔2〕具体的事業の内容					〔2〕具体的事業の内容				
(1) 略					(1) 略				
(2) ①略					(2) ①略				
(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業					(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 分譲マンションバリアフリー化推進事業 【内容】 バリアフリー改修の費用助成 【実施時期】 平成17年度～	伊丹市	分譲共同住宅の階段等に手すりや段差解消のスロープを設置するなど、共用部分のバリアフリー化を実施した場合、管理組合に対し、費用を助成する。これは転入を促し、都市力を増進させるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 <u>社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業（地域住宅政策推進事業））</u> 【実施時期】 <u>平成18年度～</u>		<u>（4）から移設</u>				
【事業名】 分譲マンション管理セミナー事業 【内容】 マンション管理・運営問題をテーマとしたセミナー開催 【実施時期】 平成14年度～	伊丹市	マンション居住者の方々の快適なマンションライフに役立てるように、特にご相談の多い管理・運営問題をテーマに、伊丹市マンション管理セミナーを開催する。これは中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 <u>社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業（地域住宅政策推進事業））</u> 【実施時期】 <u>平成18年度～</u>		<u>（4）から移設</u>				
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業					(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 民間賃貸住宅ストック活用事業 【内容】 優良な市営住宅の供給 【実施時期】 平成28年度～	伊丹市	市営住宅整備基準に適した優良な民間賃貸住宅の空き家を借り上げ、市営住宅として提供する。市営住宅の公設公営から民設公営へと転換していく。これは転入を促し、都市力を増進させるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 <u>公的賃貸住宅家賃対策調整補助金</u> 【実施時期】 <u>平成28年度～</u>		<u>（4）から移設</u>				
(4) 国の支援措置がないその他の事業					(4) 国の支援措置がないその他の事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項

	【事業名】 宮ノ前2丁目分譲マンション建設事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		【事業名】 宮ノ前2丁目分譲マンション建設事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	【事業名】 伊丹3丁目分譲マンション建設事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		【事業名】 伊丹3丁目分譲マンション建設事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	【事業名】 伊丹1丁目分譲マンション建設事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		【事業名】 伊丹1丁目分譲マンション建設事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	【事業名】 西台1丁目分譲マンション建設事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		【事業名】 西台1丁目分譲マンション建設事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	【事業名】 西台3丁目分譲マンション建設事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		【事業名】 西台3丁目分譲マンション建設事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	【事業名】 三世代同居・近居促進事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		【事業名】 三世代同居・近居促進事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	<u>（2）②へ移設</u>						【事業名】 分譲マンションバリアフリー化推進事業 【内容】 バリアフリー改修の費用助成 【実施時期】 平成17年度～	伊丹市	分譲共同住宅の階段等に手すりや段差解消のスロープを設置するなど、共用部分のバリアフリー化を実施した場合、管理組合に対し、費用を助成する。これは転入を促し、都市力を増進させるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 ・市補助事業 【実施時期】 平成28年度～		
	<u>（2）②へ移設</u>						【事業名】 分譲マンション管理セミナー事業 【内容】 マンション管理・運営問題をテーマとしたセミナー開催 【実施時期】 平成14年度～	伊丹市	マンション居住者の方々の快適なマンションライフに役立てるように、特にご相談の多い管理・運営問題をテーマに、伊丹市マンション管理セミナーを開催する。これは中心市街地の活性化に必要な事業である。			
	<u>（3）へ移設</u>						【事業名】 民間賃貸住宅ストック活用事業 【内容】 優良な市営住宅の供給 【実施時期】 平成28年度～	伊丹市	市営住宅整備基準に適した優良な民間賃貸住宅の空き家を借り上げ、市営住宅として提供する。市営住宅の公設公営から民設公営へと転換していく。これは転入を促し、都市力を増進させるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。			
	【事業名】 まちなみ景観整備促進事	（略）	（略）	（略）	（略）		【事業名】 まちなみ景観整備促進事	（略）	（略）	（略）	（略）	

業※再掲（略）					業※再掲（略）				
【事業名】 シティプロモーション事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	【事業名】 シティプロモーション事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
7．中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項					7．中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項				
〔1〕略					〔1〕略				
〔2〕具体的事業の内容					〔2〕具体的事業の内容				
（1）略					（1）略				
（2）①略					（2）①略				
（2）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業					（2）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 空き店舗リノベーション事業 【内容】 空き店舗テナントミックス、施設外観の改修 【実施時期】 平成28年度～	伊丹まち未来㈱、民間事業者など	空き店舗や空きフロアとして有効活用されていない低未利用部分を改修し、集客力の高い飲食店や小売店舗の再誘致を進めるとともに、店舗以外の活用も鑑み、サードプレイスの創出や来街者の回遊性を向上し、商業集積と中心市街地の魅力向上による交流人口の増加を推進する。 これは、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 ・地域まちなか 活性化・魅力創出支援事業費補助金（中心市街地活性化支援事業）のうち調査事業、専門人材活用支援事業 【実施時期】 平成31年度～		【事業名】 空き店舗リノベーション事業 【内容】 空き店舗テナントミックス、施設外観の改修 【実施時期】 平成28年度～	伊丹都市開発㈱、民間事業者など	空き店舗や空きフロアとして有効活用されていない低未利用部分を改修し、集客力の高い飲食店や小売店舗の再誘致を進めるとともに、店舗以外の活用も鑑み、サードプレイスの創出や来街者の回遊性を向上し、商業集積と中心市街地の魅力向上による交流人口の増加を推進する。 これは、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 ・地域・まちなか商業活性化支援事業（中心市街地再興戦略事業）のうち調査事業 【実施時期】 平成28年度～	
【事業名】 商業活性化アドバイザー派遣事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	【事業名】 商業活性化アドバイザー派遣事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
【事業名】 まちの魅力発掘・創造支援事業 【内容】 専門的知識を有するタウンマネージャーの設置 【実施時期】 平成29年度～	伊丹まち未来㈱	「商店街を中心としたまちなか生活の充実」や「20代～40代の定住人口の増加」目標を達成するため、商業やまちづくり等の専門的知識を有するタウンマネージャーを設置し、総合的なまちづくりのコーディネートの実現を図る。 これは、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 ・地域まちなか 活性化・魅力創出支援事業費補助金（中心市街地活性化支援事業）のうち調査事業、専門人材活用支援事業 【実施時期】 平成31年度～		【事業名】 まちの魅力発掘・創造支援事業 【内容】 専門的知識を有するタウンマネージャーの設置 【実施時期】 平成29年度～	伊丹都市開発㈱	「商店街を中心としたまちなか生活の充実」や「20代～40代の定住人口の増加」目標を達成するため、商業やまちづくり等の専門的知識を有するタウンマネージャーを設置し、総合的なまちづくりのコーディネートの実現を図る。 これは、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 ・地域・まちなか商業活性化支援事業（中心市街地再興戦略事業）のうち専門人材活用支援事業 【実施時期】 平成29年度～	
（3）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業					（3）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項

	【事業名】 空き店舗リノベーション事業 ※再掲 【内容】 空き店舗テナントミックス、施設外観の改修 【実施時期】 平成28年度～	伊丹まち未来(株)、民間事業者など	空き店舗や空きフロアとして有効活用されていない低未利用部分を改修し、集客力の高い飲食店や小売店舗の再誘致を進めるとともに、店舗以外の活用も鑑み、サードプレイスの創出や来街者の回遊性を向上し、商業集積と中心市街地の魅力向上による交流人口の増加を推進する。 これは、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 ・地域まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業） 【実施時期】 平成 30 年度 【支援措置】 ・商店街活性化・観光消費創出事業 【実施時期】 平成 31 年度～						
(4) 国の支援措置がないその他の事業										
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項						
【事業名】中心市街地情報発信活用事業 【内容】 中心市街地のイベントや活動ニュースの集約・管理・発信 【実施時期】 平成28年度～	伊丹まち未来(株)	中心市街地で行われるイベントなど情報を一元的に集約・管理し、ホームページや SNS などを中心に発信することで、情報の効率的かつ効果的な提供を行い、まちの関心を高めるとともに集客の増加を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。								
【事業名】イベント・観光情報FM発信事業 【内容】 エフエムいたみで中心市街地のイベントや観光情報を市内外に広く発信 【実施時期】 平成28年度～	伊丹市、伊丹まち未来(株)	エフエムいたみにおいて、毎週中心市街地のイベントや観光情報について放送する。本事業は市外からの観光誘客を図ることによって交流人口の増加を図ることで中心市街地の活性化に必要な事業である。								
【事業名】伊丹まちなかバルの開催（略）	(略)	(略)	(略)	(略)						
【事業名】イタミ朝マルシェの開催（略）	(略)	(略)	(略)	(略)						
【事業名】いたみわっしょいの開催（略）	(略)	(略)	(略)	(略)						
【事業名】伊丹郷町屋台村の開催（略）	(略)	(略)	(略)	(略)						
【事業名】大見切り市事業の開催（略）	(略)	(略)	(略)	(略)						

	(新規追加)									
(4) 国の支援措置がないその他の事業										
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項						
【事業名】中心市街地情報発信活用事業 【内容】 中心市街地のイベントや活動ニュースの集約・管理・発信 【実施時期】 平成28年度～	伊丹都市開発(株)	中心市街地で行われるイベントなど情報を一元的に集約・管理し、ホームページや SNS などを中心に発信することで、情報の効率的かつ効果的な提供を行い、まちの関心を高めるとともに集客の増加を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。								
【事業名】イベント・観光情報FM発信事業 【内容】 エフエムいたみで中心市街地のイベントや観光情報を市内外に広く発信 【実施時期】 平成28年度～	伊丹市、エフエムいたみ	エフエムいたみにおいて、毎週中心市街地のイベントや観光情報について放送する。本事業は市外からの観光誘客を図ることによって交流人口の増加を図ることで中心市街地の活性化に必要な事業である。								
【事業名】伊丹まちなかバルの開催（略）	(略)	(略)	(略)	(略)						
【事業名】イタミ朝マルシェの開催（略）	(略)	(略)	(略)	(略)						
【事業名】いたみわっしょいの開催（略）	(略)	(略)	(略)	(略)						
【事業名】伊丹郷町屋台村の開催（略）	(略)	(略)	(略)	(略)						
【事業名】大見切り市事業の開催（略）	(略)	(略)	(略)	(略)						

	【事業名】「はたら子」事業の開催（略）	（略）	（略）	（略）		【事業名】「はたら子」事業の開催（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	【事業名】西台パスポート事業の開催（略）	（略）	（略）	（略）		【事業名】西台パスポート事業の開催（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	【事業名】「SAKEストリート」事業の開催（略）	（略）	（略）	（略）		【事業名】「SAKEストリート」事業の開催（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	【事業名】「いたミーツ」事業の開催（略）	（略）	（略）	（略）		【事業名】「いたミーツ」事業の開催（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	【事業名】「ひがし商店街五七五大賞」事業の開催（略）	（略）	（略）	（略）		【事業名】「ひがし商店街五七五大賞」事業の開催（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	【事業名】ジュエリー展示・販売事業※再掲（略）	（略）	（略）	（略）		【事業名】ジュエリー展示・販売事業※再掲（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	【事業名】アリフリ事業の開催（略）	（略）	（略）	（略）		【事業名】アリフリ事業の開催（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	【事業名】バラフェスティバルの開催（略）	（略）	（略）	（略）		【事業名】バラフェスティバルの開催（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	【事業名】いたみイースターまつりの開催（略）	（略）	（略）	（略）		【事業名】いたみイースターまつりの開催（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	【事業名】伊丹郷町酒街踊！の開催（略）	（略）	（略）	（略）		【事業名】伊丹郷町酒街踊！の開催（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	【事業名】鳥瞰絵図の作成（略）	（略）	（略）	（略）		【事業名】鳥瞰絵図の作成（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	【事業名】市制80周年記念事業（略）	（略）	（略）	（略）		【事業名】市制80周年記念事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	【事業名】和食普及事業（略）	（略）	（略）	（略）		【事業名】和食普及事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	【事業名】中心市街地まち歩き事業（略）	（略）	（略）	（略）		【事業名】中心市街地まち歩き事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	【事業名】フォトログ事業の開催（略）	（略）	（略）	（略）		【事業名】フォトログ事業の開催（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	【事業名】「酒」を統一テーマにした大規模イベントの開催 【内容】清酒をテーマにした中心市街地各所でのイベントの開催 【実施時期】平成21年度～	民間酒造会社、 <u>いたみ文化・スポーツ財団</u> 、教育委員会、伊丹市	「清酒発祥の地」伊丹の特色を生かし、「酒」をテーマに中心市街地各所で長期間のイベント（酒造会社での資料展示・利き酒会等の実施、酒をテーマにした音楽ホールでのコンサート、演劇ホールでの芝居上演、工芸センターでの酒器・酒盃台展の開催、各ホールでの講演会、企画展など）を展開し、共通の入場券などを販売し、回遊性を図る。 これは中心市街地の活性化に必要な事業である。			【事業名】「酒」を統一テーマにした大規模イベントの開催 【内容】清酒をテーマにした中心市街地各所でのイベントの開催 【実施時期】平成21年度～	民間酒造会社、 <u>文化振興財団</u> 、教育委員会、伊丹市	「清酒発祥の地」伊丹の特色を生かし、「酒」をテーマに中心市街地各所で長期間のイベント（酒造会社での資料展示・利き酒会等の実施、酒をテーマにした音楽ホールでのコンサート、演劇ホールでの芝居上演、工芸センターでの酒器・酒盃台展の開催、各ホールでの講演会、企画展など）を展開し、共通の入場券などを販売し、回遊性を図る。 これは中心市街地の活性化に必要な事業である。			
	【事業名】日本酒の日記念	（略）	（略）	（略）		【事業名】日本酒の日記念	（略）	（略）	（略）	（略）	

	イベントの開催（略）						イベントの開催（略）					
	【事業名】ボランティアま つりの開催（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		【事業名】ボランティアま つりの開催（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	【事業名】伊丹マダンの開 催（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		【事業名】伊丹マダンの開 催（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	【事業名】ワンデーウォー キングの開催（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		【事業名】ワンデーウォー キングの開催（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	【事業名】伊丹郷町スタン プラリーの開催（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		【事業名】伊丹郷町スタン プラリーの開催（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	【事業名】体験型イベント 事業 【内容】 中心市街地各施設におけ る体験型イベントの実施 【実施時期】 平成21年度～	民間酒造会 社、 <u>いたみ 文化・スポ ーツ財団</u> 、 伊丹市	中心市街地に多く存する文化 施設や民間酒造会社のミュージ アム等で酒造り体験、俳句入門、 ジュエリーデザイン・陶芸教室 など体験型イベントを開催し、 参加者には他の施設の入場割引 きチケットを配布するなどの連 携をすることにより、中心市街 地の回遊性の向上を図る。 これは中心市街地の活性化に必 要な事業である。				【事業名】体験型イベント 事業 【内容】 中心市街地各施設におけ る体験型イベントの実施 【実施時期】 平成21年度～	民間酒造会 社、 <u>文化振 興財団</u> 、伊 丹市	中心市街地に多く存する文化 施設や民間酒造会社のミュージ アム等で酒造り体験、俳句入門、 ジュエリーデザイン・陶芸教室 など体験型イベントを開催し、 参加者には他の施設の入場割引 きチケットを配布するなどの連 携をすることにより、中心市街 地の回遊性の向上を図る。 これは中心市街地の活性化に必 要な事業である。			
	【事業名】夜間景観形成事 業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		【事業名】夜間景観形成事 業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	【事業名】センターフェス ティバルの開催（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		【事業名】センターフェス ティバルの開催（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	【事業名】食のイベント開 催事業 【内容】 ちょこリンピック、バレン タインカフェなどチョコ レートに係るイベントの開 催 【実施時期】 平成18年度～	伊丹シテイ ホテル、民 間事業者、 伊丹市、 <u>い たみ文化・ スポーツ財 団</u>	伊丹市の国際姉妹都市である ベルギーのハッセルト市の協力 を得て、ベルギーで有名なチョコ レート伊丹市の新しいブラン ドとして育て、チョコレート による伊丹ブランドの認知度を 高めるとともに、バレンタイン 時期に様々な取り組みを行うこ とにより、女性を中心とした交 流人口の増加を図る。 これは中心市街地の活性化に必 要な事業である。				【事業名】食のイベント開 催事業 【内容】 ちょこリンピック、バレン タインカフェなどチョコ レートに係るイベントの開 催 【実施時期】 平成18年度～	伊丹シテイ ホテル、民 間事業者、 伊丹市、 <u>文 化振興財団</u>	伊丹市の国際姉妹都市である ベルギーのハッセルト市の協力 を得て、ベルギーで有名なチョコ レート伊丹市の新しいブラン ドとして育て、チョコレート による伊丹ブランドの認知度を 高めるとともに、バレンタイン 時期に様々な取り組みを行うこ とにより、女性を中心とした交 流人口の増加を図る。 これは中心市街地の活性化に必 要な事業である。			
	【事業名】食のブランド開 発事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		【事業名】食のブランド開 発事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	【事業名】商学連携推進事 業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		【事業名】商学連携推進事 業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	【事業名】映像による活性 化事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		【事業名】映像による活性 化事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	【事業名】まちゼミ開催事 業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		【事業名】まちゼミ開催事 業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	【事業名】シティホテル活 性化事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		【事業名】シティホテル活 性化事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	

	【事業名】一店逸品づくり 研究事業（略）	（略）	（略）	（略）			【事業名】一店逸品づくり 研究事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	【事業名】大規模商業施設 連携促進事業 【内容】 イオンモール伊丹との連 携 【実施時期】 平成19年度～	イオンモ ール伊丹、商 工会議所、 伊丹市	中心市街地の東に隣接するイオ ンモール伊丹は、現在でも多く の来客があり、大きな集客施設 となっている。 このイオンモール伊丹と既存の 商店街が連携することにより、 この集客を中心市街地へ回遊さ せる取組みを行い、回遊性の向 上及び交流人口の増加を図る。 これは中心市街地の活性化に必 要な事業である。 ・中心市街地商店街との共同キ ャンペーンの実施 ・フライヤー等による相互 PR の 実施 ・イオンモール内に本市 PR コー ナーの設置				【事業名】大規模商業施設 連携促進事業 【内容】 イオンモール伊丹 テラス との連携 【実施時期】 平成19年度～	イオンモ ール伊丹 テラ ス 、商工会 議所、伊丹 市	中心市街地の東に隣接するイオ ンモール伊丹 テラス は、現在で も多くの来客があり、大きな集 客施設となっている。 このイオンモール伊丹 テラス と 既存の商店街が連携すること により、この集客を中心市街地へ 回遊させる取組みを行い、回遊 性の向上及び交流人口の増加を 図る。 これは中心市街地の活性化に必 要な事業である。 ・中心市街地商店街との共同キ ャンペーンの実施 ・フライヤー等による相互 PR の 実施 ・イオンモール内に本市 PR コー ナーの設置			
	【事業名】道路上でのオー ブンカフェ開催（略）	（略）	（略）	（略）			【事業名】道路上でのオー ブンカフェ開催（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	【事業名】地場野菜の朝市 開催事業（略）	（略）	（略）	（略）			【事業名】地場野菜の朝市 開催事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	【事業名】音楽による活性 化事業 【内容】 プロジェクト「伊丹オトラ ク」の拡充・推進 【実施時期】 平成18年度～	いたみ文 化・スポー ツ財団 、民 間飲食店な ど	市内の飲食店等と連携し、食事 を愉しみながら、観客もアーテ ィストも一緒になって音楽を楽 しむプロジェクト、 いたみ文 化・スポーツ財団 主催の「伊丹 オトラク」を引き続き開催し、 中心市街地のにぎわい創出し、 交流人口の増加を図る。 これは中心市街地の活性化に必 要な事業である。				【事業名】音楽による活性 化事業 【内容】 プロジェクト「伊丹オトラ ク」の拡充・推進 【実施時期】 平成18年度～	文化振興財 団 、民間飲 食店など	市内の飲食店等と連携し、食事 を愉しみながら、観客もアーテ ィストも一緒になって音楽を楽 しむプロジェクト 文化振興財団 主催の「伊丹オトラク」を引き 続き開催し、中心市街地のにぎ わい創出し、交流人口の増加を 図る。 これは中心市街地の活性化に必 要な事業である。			
	【事業名】後継者人材マッ チング事業（略）	（略）	（略）	（略）			【事業名】後継者人材マッ チング事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	【事業名】チャレンジショ ップの開催（略）	（略）	（略）	（略）			【事業名】チャレンジショ ップの開催（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	【事業名】 商業施設連携促進事業 （略）	（略）	（略）	（略）			【事業名】 商業施設連携促進事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	【事業名】地域ポータルサ イト活用情報提供事業 （略）	（略）	（略）	（略）			【事業名】地域ポータルサ イト活用情報提供事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	

	【事業名】郷町ブランド開発事業（略）	（略）	（略）	（略）		【事業名】郷町ブランド開発事業（略）	（略）	（略）	（略）	
	【事業名】空き店舗でのことば文化事業の実施（略）	（略）	（略）	（略）		【事業名】空き店舗でのことば文化事業の実施（略）	（略）	（略）	（略）	
	【事業名】インバウンド対応事業（略）	（略）	（略）	（略）		【事業名】インバウンド対応事業（略）	（略）	（略）	（略）	
	【事業名】「ことば文化都市伊丹」特区推進事業 【内容】 「ことば文化都市伊丹」としての都市イメージの向上 【実施時期】 平成18年度～	伊丹市、教育委員会、柿衛文庫、 <u>伊丹まち未来</u> 、図書館	特区認定された「ことば文化都市」事業を引き続き推進し、小中学校のことば科、グローバルコミュニケーション科を設置するモデル校を増やし、伊丹固有の俳諧や文学に関わる催しを行い、都市ブランドイメージの向上を図る。 これは中心市街地の活性化に必要な事業である。 （主な取り組み） ・ことばや文学に関わる著名人の方たちによる講演会の開催 ・漢字検定や漢字セミナーの開催。			【事業名】「ことば文化都市伊丹」特区推進事業 【内容】 「ことば文化都市伊丹」としての都市イメージの向上 【実施時期】 平成18年度～	伊丹市、教育委員会、柿衛文庫、 <u>エフエムいたみ</u> 、図書館	特区認定された「ことば文化都市」事業を引き続き推進し、小中学校のことば科、グローバルコミュニケーション科を設置するモデル校を増やし、伊丹固有の俳諧や文学に関わる催しを行い、都市ブランドイメージの向上を図る。 これは中心市街地の活性化に必要な事業である。 （主な取り組み） ・ことばや文学に関わる著名人の方たちによる講演会の開催 ・漢字検定や漢字セミナーの開催。		
	【事業名】柿衛文庫事業（略）	（略）	（略）	（略）		【事業名】柿衛文庫事業（略）	（略）	（略）	（略）	
	【事業名】ことば文化まちなか拠点リレー事業 【内容】 中心市街地に存する、ことば文化の拠点施設による連携事業 【実施時期】 平成20年度～	図書館、柿衛文庫、 <u>伊丹まち未来</u>	ことば文化都市伊丹の拠点として、中心市街地にある柿衛文庫、コミュニティFM、新図書館などを拠点とした「ことば文化まちなか拠点リレー事業」を展開することにより都市ブランド構築、都市イメージ向上を図る。 これは中心市街地の活性化に必要な事業である。			【事業名】ことば文化まちなか拠点リレー事業 【内容】 中心市街地に存する、ことば文化の拠点施設による連携事業 【実施時期】 平成20年度～	図書館、柿衛文庫、 <u>エフエムいたみ</u>	ことば文化都市伊丹の拠点として、中心市街地にある柿衛文庫、コミュニティFM、新図書館などを拠点とした「ことば文化まちなか拠点リレー事業」を展開することにより都市ブランド構築、都市イメージ向上を図る。 これは中心市街地の活性化に必要な事業である。		
	【事業名】芸術・文化によるまちづくり事業（略）	（略）	（略）	（略）		【事業名】芸術・文化によるまちづくり事業（略）	（略）	（略）	（略）	
	【事業名】ジュエリーカレッジの開催（略）	（略）	（略）	（略）		【事業名】ジュエリーカレッジの開催（略）	（略）	（略）	（略）	
	【事業名】文化施設連携事業 ※再掲 【内容】 ホール等文化施設の有機的連携 【実施時期】 平成20年度～	<u>いたみ文化・スポーツ財団</u> 、伊丹市	本市の中心市街地にある個性的で特色ある文化施設において、統一パンフレットの作成など連携した情報発信や社会教育施設（図書館等）や中心市街地商店街等とのタイアップやスタンプラリーの実施など、有機的な連携を図る。 これは中心市街地の活性化に必要な事業である。			【事業名】文化施設連携事業 ※再掲 【内容】 ホール等文化施設の有機的連携 【実施時期】 平成20年度～	<u>文化振興財団</u> 、伊丹市	本市の中心市街地にある個性的で特色ある文化施設において、統一パンフレットの作成など連携した情報発信や社会教育施設（図書館等）や中心市街地商店街等とのタイアップやスタンプラリーの実施など、有機的な連携を図る。 これは中心市街地の活性化に必要な事業である。		

【事業名】 市民まちづくりプラザでのまち衆育成事業 【内容】 阪急伊丹駅ビル内の市民活動拠点でのNPO法人による人材育成 【実施時期】 平成20年度～平成28年度	NPO 法人阪神・智頭 NPO センター、伊丹市	阪急伊丹駅ビル3階にある、市民活動支援の拠点施設「伊丹市民まちづくりプラザ」で指定管理者である、阪神・智頭 NPO センターが講座等を行い、新たな市民団体発足や人材育成を支援する。 これは中心市街地の活性化に必要な事業である。		
	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項 略				
◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所 略				
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 [1] 略 [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項 (1) 構成員				
役職	所属	根拠法令 (中心市街地の活性化に関する法律)		
会長	伊丹商工会議所副会頭			
副会長	伊丹商店連合会会長			
監事	株式会社池田泉州銀行伊丹支店長			
監事	伊丹市都市活力部長			
	イオンモール株式会社イオンモール伊丹ゼネラルマネージャー			
	(削除)			
	伊丹市交通局運輸サービス課長			
	いたみアピールプラン推進協議会会長			
	公益財団法人いたみ文化・スポーツ財団理事長			
	伊丹商工会議所専務理事			
	伊丹消費者協会会長			
	(削除)			
	伊丹まち未来株式会社代表取締役			
	(削除)			

【事業名】 市民まちづくりプラザでのまち衆育成事業 【内容】 阪急伊丹駅ビル内の市民活動拠点でのNPO法人による人材育成 【実施時期】 平成20年度～	NPO 法人阪神・智頭 NPO センター、伊丹市	阪急伊丹駅ビル3階にある、市民活動支援の拠点施設「伊丹市民まちづくりプラザ」で指定管理者である、阪神・智頭 NPO センターが講座等を行い、新たな市民団体発足や人材育成を支援する。 これは中心市街地の活性化に必要な事業である。		
	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項 略				
◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所 略				
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 [1] 略 [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項 (1) 構成員				
役職	所属	根拠法令 (中心市街地の活性化に関する法律)		
会長	伊丹商工会議所副会頭			
副会長	伊丹商店連合会会長			
監事	株式会社池田泉州銀行伊丹支店長			
監事	伊丹市都市活力部長			
	イオンモール株式会社イオンモール伊丹ゼネラルマネージャー			
	伊丹コミュニティ放送株式会社放送局長			
	伊丹市交通局運輸サービス課長			
	いたみアピールプラン推進協議会会長			
	公益財団法人伊丹市文化振興財団理事長			
	伊丹商工会議所専務理事			
	伊丹消費者協会会長			
	NPO 法人いたみタウンセンター理事長			
	伊丹都市開発株式会社代表取締役			
	株式会社染の川組取締役			

	西日本旅客鉄道株式会社伊丹駅長	
	阪急電鉄株式会社交通プロジェクト推進部課長	
	阪急阪神ビルマネジメント株式会社沿線営業部長	
	ほこ〜魚菜と地酒〜代表	法第 15 条第 4 項第 2 号関係
	D. O. D 株式会社代表取締役	法第 15 条第 4 項第 2 号関係
	一般社団法人 GREENJAM 代表理事	法第 15 条第 4 項第 2 号関係

(2) 会議開催状況

開催日	内容
平成 27 年 5 月 25 日	中心市街地活性化基本計画策定スケジュール等
平成 27 年 10 月 30 日	中心市街地活性化基本計画（素案）について
平成 28 年 1 月 18 日	中心市街地活性化基本計画（案）について 中心市街地活性化基本計画（案）に対する活性化協議会から伊丹市への意見書（案）について
平成 28 年 6 月 6 日	中心市街地活性化基本計画について
平成 29 年 1 月 16 日	中心市街地活性化基本計画進捗状況について
平成 29 年 6 月 2 日	中心市街地活性化基本計画進捗状況について
平成 30 年 2 月 21 日	中心市街地活性化基本計画進捗状況について フォローアップについて
平成 30 年 6 月 5 日	中心市街地活性化基本計画進捗状況について
平成 30 年 10 月 19 日	中心市街地活性化基本計画の変更について
平成 31 年 2 月 12 日	中心市街地活性化基本計画進捗状況について フォローアップについて 中心市街地活性化基本計画の変更について

(3) 協議会規約

伊丹市中心市街地活性化協議会規約

第 1 章 総 則

(設置)

第 1 条 伊丹商工会議所及び[伊丹まち未来株式会社](#)は、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号。以下「法」という。）第 15 条第 1 項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第 2 条 本会は、「伊丹市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）」と称する。

(事務所)

第 3 条 協議会の事務等进行处理するために、事務所を兵庫県伊丹市宮ノ前 2 丁目 2 番 2 号 伊丹商工会議所内に置く。

(目的)

第 4 条 協議会は、中心市街地の活性化に関する法律に基づいて設置されたもので、今後協議会で伊丹市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的にかつ一体的に推進するため、必要事項を協議し、伊丹市が作成する基本計画の実行に寄与することを目的とする。

(公告の方法)

第 5 条 協議会の公告は、伊丹市広報・伊丹商工会議所会報の掲載、ホームページに掲示することによりこれを行う。ただし、必要があると認めるときは、新聞掲載等によりこれを行うものとする。

(活動)

	西日本旅客鉄道株式会社伊丹駅長	
	阪急電鉄株式会社都市交通計画部課長	
	阪急阪神ビルマネジメント株式会社沿線営業部長	
	新規追加	新規追加
	新規追加	新規追加
	新規追加	新規追加

(2) 会議開催状況

開催日	内容
平成 27 年 5 月 25 日	中心市街地活性化基本計画策定スケジュール等
平成 27 年 10 月 30 日	中心市街地活性化基本計画（素案）について
平成 28 年 1 月 18 日	中心市街地活性化基本計画（案）について 中心市街地活性化基本計画（案）に対する活性化協議会から伊丹市への意見書（案）について
平成 28 年 6 月 6 日	中心市街地活性化基本計画について
平成 29 年 1 月 16 日	中心市街地活性化基本計画進捗状況について
平成 29 年 6 月 2 日	中心市街地活性化基本計画進捗状況について
平成 30 年 2 月 21 日	中心市街地活性化基本計画進捗状況について フォローアップについて
平成 30 年 6 月 5 日	中心市街地活性化基本計画進捗状況について
平成 30 年 10 月 19 日	中心市街地活性化基本計画の変更について
新規追加	新規追加

(3) 協議会規約

伊丹市中心市街地活性化協議会規約

第 1 章 総 則

(設置)

第 1 条 伊丹商工会議所及び[伊丹都市開発株式会社](#)は、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号。以下「法」という。）第 15 条第 1 項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第 2 条 本会は、「伊丹市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）」と称する。

(事務所)

第 3 条 協議会の事務等进行处理するために、事務所を兵庫県伊丹市宮ノ前 2 丁目 2 番 2 号 伊丹商工会議所内に置く。

(目的)

第 4 条 協議会は、中心市街地の活性化に関する法律に基づいて設置されたもので、今後協議会で伊丹市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的にかつ一体的に推進するため、必要事項を協議し、伊丹市が作成する基本計画の実行に寄与することを目的とする。

(公告の方法)

第 5 条 協議会の公告は、伊丹市広報・伊丹商工会議所会報の掲載、ホームページに掲示することによりこれを行う。ただし、必要があると認めるときは、新聞掲載等によりこれを行うものとする。

(活動)

第6条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。 （１） 中心市街地の活性化に係る総合調整に関すること ア 伊丹市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出 イ 伊丹市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整 ウ 伊丹市中心市街地の活性化に関する会員相互の意見及び情報交換 エ 伊丹市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施 オ 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換 カ 協議会の会員及び地域向けの情報発信 キ その他協議会の設立の趣旨に沿った活動の企画及び実施 （２） 中心市街地の活性化に係る事業に関すること。 ア 市街地整備改善事業に関すること。 イ 都市福利施設整備事業に関すること。 ウ 街なか居住促進事業に関すること。 エ 商業活性化事業に関すること。	第6条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。 （１） 中心市街地の活性化に係る総合調整に関すること ア 伊丹市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出 イ 伊丹市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整 ウ 伊丹市中心市街地の活性化に関する会員相互の意見及び情報交換 エ 伊丹市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施 オ 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換 カ 協議会の会員及び地域向けの情報発信 キ その他協議会の設立の趣旨に沿った活動の企画及び実施 （２） 中心市街地の活性化に係る事業に関すること。 ア 市街地整備改善事業に関すること。 イ 都市福利施設整備事業に関すること。 ウ 街なか居住促進事業に関すること。 エ 商業活性化事業に関すること。
第2章 会 員 （会員） 第7条 協議会の会員は、次のものにより構成する。 （１） 伊丹商工会議所 （２） <u>伊丹まち未来株式会社</u> （３） 法第15条第4項及び第8項に規定する者 （４） 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者	第2章 会 員 （会員） 第7条 協議会の会員は、次のものにより構成する。 （１） 伊丹商工会議所 （２） <u>伊丹都市開発株式会社</u> （３） 法第15条第4項及び第8項に規定する者 （４） 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者
第3章 役 員 （役員） 第8条 協議会に次の役員を置く。 （１） 会長 1名 （２） 副会長 1名 （３） 運営委員 20名以内 （４） 監事 2名 2 役員は、総会において選任する。 3 会長・副会長・監事は運営委員の中から選出し、総会において選任する。 4 規約にかかわらず、会長は必要と認めたとき運営委員を加えることができる。 5 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。 （職務） 第9条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 3 協議会の会計を監査するため、監事を置く。 4 運営委員は、運営委員会を構成し、協議会の運営のための活動を行う。 （事務局） 第10条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。 2 事務局に、事務局長1人その他必要な職員を置く。 3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。	第3章 役 員 （役員） 第8条 協議会に次の役員を置く。 （１） 会長 1名 （２） 副会長 1名 （３） 運営委員 20名以内 （４） 監事 2名 2 役員は、総会において選任する。 3 会長・副会長・監事は運営委員の中から選出し、総会において選任する。 4 規約にかかわらず、会長は必要と認めたとき運営委員を加えることができる。 5 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。 （職務） 第9条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 3 協議会の会計を監査するため、監事を置く。 4 運営委員は、運営委員会を構成し、協議会の運営のための活動を行う。 （事務局） 第10条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。 2 事務局に、事務局長1人その他必要な職員を置く。 3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。
第4章 会 議	第4章 会 議

(総会) 第 11 条 総会は、年 1 回以上開催し、活動報告及び収支決算、活動計画及び収支予算、規約の改正、役員の選出その他運営委員会が必要と認める事項を審議する。 2 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。 3 総会は、委任状を併せ半数以上が出席し、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。 4 総会の議事は、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (運営委員会) 第 12 条 運営委員会は、適宜開催し、活動方針と活動計画を策定するとともに、毎年度の活動報告について審議する。 2 運営委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。 3 運営委員会は、委任状を併せ半数以上が出席し、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。 4 運営委員会の議事は、可否同数のときは、議長の決するところによる。 5 運営委員会は協議会の目的を実行するため、ワーキンググループを設置することができる。 6 運営委員会に協議会の運営について助言を得るため、専門家等の顧問を置くことができる。 (会 計) 第 13 条 協議会の収入は、負担金、補助金及びその他の収入による。 2 協議会の支出は、調査費、通信費、事務費、会議費その他運営に要する費用とする。 3 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。 第 5 章 解 散 (解散) 第 14 条 協議会が解散する場合は、議決に基づいて委員の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。 2 解散するときに存する残余財産は、運営委員会の議決を得て協議会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。 附 則 1 この規約は、平成 19 年 2 月 27 日から施行する。 2 協議会設立時の役員の任期は、平成 20 年 3 月 31 日までとする。 3 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、運営委員会の承認を得て、別に定める。 <u>附 則（平成 31 年 2 月 12 日改定）</u> <u>1 この規約は、平成 31 年 2 月 12 日から施行する。</u> (4) 略 [3] 略 1 0． 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 略 1 1． その他中心市街地の活性化のために必要な事項 [1] 略 [2] 略 [3] その他の事項 (b) 国の地域活性化施策との連携 内閣府より構造改革特別区域の認定を受け「ことば文化都市伊丹」創造を目指して、様々な事業に取り組んで	(総会) 第 11 条 総会は、年 1 回以上開催し、活動報告及び収支決算、活動計画及び収支予算、規約の改正、役員の選出その他運営委員会が必要と認める事項を審議する。 2 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。 3 総会は、委任状を併せ半数以上が出席し、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。 4 総会の議事は、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (運営委員会) 第 12 条 運営委員会は、適宜開催し、活動方針と活動計画を策定するとともに、毎年度の活動報告について審議する。 2 運営委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。 3 運営委員会は、委任状を併せ半数以上が出席し、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。 4 運営委員会の議事は、可否同数のときは、議長の決するところによる。 5 運営委員会は協議会の目的を実行するため、ワーキンググループを設置することができる。 6 運営委員会に協議会の運営について助言を得るため、専門家等の顧問を置くことができる。 (会 計) 第 13 条 協議会の収入は、負担金、補助金及びその他の収入による。 2 協議会の支出は、調査費、通信費、事務費、会議費その他運営に要する費用とする。 3 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。 第 5 章 解 散 (解散) 第 14 条 協議会が解散する場合は、議決に基づいて委員の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。 2 解散するときに存する残余財産は、運営委員会の議決を得て協議会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。 附 則 1 この規約は、平成 19 年 2 月 27 日から施行する。 2 協議会設立時の役員の任期は、平成 20 年 3 月 31 日までとする。 3 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、運営委員会の承認を得て、別に定める。 <u>新規追加</u> (4) 略 [3] 略 1 0． 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 略 1 1． その他中心市街地の活性化のために必要な事項 [1] 略 [2] 略 [3] その他の事項 (b) 国の地域活性化施策との連携 内閣府より構造改革特別区域の認定を受け「ことば文化都市伊丹」創造を目指して、様々な事業に取り組んで
--	---

いる。（第11章〔1〕（1）（P137）に記載。） 12．認定基準に適合していることの説明 略	いる。（第11章〔1〕（1）（P135）に記載。） 12．認定基準に適合していることの説明 略
---	---